

公 募 要 領

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等
の価格低減促進事業
(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

令和3年3月

一般財団法人環境イノベーション情報機構

令和3年3月

一般財団法人環境イノベーション情報機構

一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下「機構」という。）では、環境省から令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（グリーン社会実現のためのオンサイト PPA 等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）の執行団体として決定を受け、オンサイト PPA モデル等による自家消費型の太陽光発電設備や動く蓄電池としての電気自動車を含む蓄電池等を導入する事業に対する補助金（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業）。以下「本補助金」という。）を交付する事業を実施することとしています。

本補助金の目的及び概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点をこの公募要領に記載していますので、応募される方はご熟読ください。

本補助金の補助事業者として採択された場合には、「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（グリーン社会実現のためのオンサイト PPA 等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）交付規程」（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

※「ストレージパリティ」とは、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のことを指します。

申請に当たっての注意点

本補助金は国庫補助金である公的資金を財源としているため社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら機構としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

したがって、本補助金に応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点について十分ご認識いただきますようお願いします。

1. 応募の申請者が機構に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 機構から補助金の交付決定を通知する前に契約を行った経費については、交付規程に定める場合を除き、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得し又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保提供、又は取り壊し（廃棄を含む。）を行おうとするときは、事前に処分内容等について機構の承認を受けなければなりません。なお、機構は必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査をすることがあります。
4. 設備の設置や電力供給等、補助事業の実施にあたっては、各種法令、基準等を遵守してください。
5. 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち、取り消し対象となった額を返還していただくこととなります。
6. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。
7. 交付規程に定められている内容等を履行できなかった場合などは、原則、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済みの補助金のうち取り消し対象となった額を返還していただくこととなります。

目次

1. 事業の目的	1
2. 対象事業	2
2.1. 補助事業の実施に関する要件	2
2.1.1. 事業要件	2
2.1.2. 対象とする設備	3
2.2. 補助金の応募を申請できる者	10
2.3. 補助金の交付額の算定方法について	10
2.4. 補助事業期間について	10
2.5. オンサイト PPA モデルについて	11
2.6. ファイナンスリース契約について	12
2.7. 設備所有者と土地・建物所有者が異なる場合	12
2.8. 複数の権利者によって共同所有される土地・建物の場合	12
2.9. 複数の権利者によって区分所有される建物の場合	12
2.10. 太陽光発電設備等の使用の中断について	12
2.11. 太陽光発電設備等の移転について	12
2.12. 公共施設への導入について	13
2.13. 主な評価ポイント	13
3. 応募に必要な書類等	14
3.1. 応募に必要な書類	14
3.2. 公募期間	16
3.3. 提出方法	16
3.4. 提出先	17
4. 事業の実施に係る留意事項	18
4.1. 事業スケジュール	18

4.2.	審査による採択	19
4.3.	交付申請	19
4.4.	交付決定	19
4.5.	補助事業の開始	19
4.6.	補助事業の計画変更	20
4.7.	完了実績報告及び補助金額の確定	20
4.8.	補助金の支払	20
4.9.	補助金の経理等について	20
4.10.	補助対象経費について	20
4.10.1.	補助対象経費の範囲	21
4.10.2.	補助対象外経費の代表例	21
4.11.	補助事業における利益等排除	21
4.12.	取得財産の管理について	22
4.13.	二酸化炭素削減効果等の把握及び情報提供	22
4.14.	事業報告書の作成及び提出	22
4.15.	消費税の取り扱いについて	22
5.	問い合わせ先	23
6.	別表第1	24
7.	別表第2	26
8.	別表第3	29
9.	【参考】補助金に係る消費税等の仕入控除について	31
9.1.	補助対象経費区分ごとの計算方法	31
9.2.	補助対象経費から消費税等相当額を除外しないことができる場合	32

1. 事業の目的

本事業は、オンサイト PPA モデル等による自家消費型の太陽光発電設備や動く蓄電池としての電気自動車を含む蓄電池等を導入する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、価格低減を図りつつ、地域の再エネ主力化とレジリエンス向上を図り、2050 年カーボンニュートラルなグリーン社会の実現を強力に推進することを目的とします。

※補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定によるほか、この補助金の交付規程に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、機構の指示に従わない場合には、交付規程の規定に基づき交付決定の取り消しの措置をとることもあります。また、事業終了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合（CO₂ の削減や停電時に必要な電力を供給する機能が求められているにも関わらず、計画の内容を履行できなかった場合など）には、補助金返還などの対応を求めることがあります。この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

2. 対象事業

本補助金の交付の対象となる事業は次に掲げるものとしします。

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（企業等の需要家の実情に応じて停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備や車載型蓄電池、定置用蓄電池等の導入を行う事業）

2.1. 補助事業の実施に関する要件

2.1.1. 事業要件

- I) 平時において導入施設で自家消費することを目的に、かつ停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した太陽光発電設備等を導入すること
- II) オンサイト PPA モデルによる導入の場合は、補助金額の 5 分の 4 以上が、サービス料金の低減等により、需要家に還元されるものであること
- III) ファイナンスリースによる導入の場合は、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること
- IV) 戸建て住宅を除き、太陽電池出力が 10kW 以上であること
- V) 本補助事業の実施により得られる環境価値を需要家に帰属させるものであること
- VI) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（FIT）による売電を行わないものであること。また、令和 4 年度に運用開始が予定されている FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないものであること
- VII) 応募時に、設備の設置場所、需要家及び申請者を含む全ての補助事業者が確定していること
- VIII) 太陽光発電設備等の設置や電力供給等、補助事業の実施にあたっては、関係諸法令・基準等を遵守すること
- IX) CO₂削減が図れるものであること

* 本事業で対象とする「自家消費型太陽発電設備」とは、太陽光発電設備により発電した電力を主として需要家の対象施設において自家消費することを目的とした設備を指す。

2.1.2. 対象とする設備

区分	内容
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 停電時にも必要な電力を供給できる機能を有すること（ただし、蓄電池又は非常用発電設備を併設し、停電時にも必要な電力を供給できる場合はその限りではない） ● FIT（固定価格買取制度）による売電は不可。また、令和4年度に運用開始が予定されている FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと ● 導入する設備から得られるエネルギー量が、原則として平時に使用するエネルギー量を考慮した適正な量であること ● 太陽電池出力が 10kW 以上であること（戸建て住宅を除く。） <p>※基準額の算定に用いる太陽電池出力は、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方で、kW 単位の小数点以下を切り捨てとする。</p>
上記に付帯する設備	<p>（1）定置用蓄電池（蓄電池設備のみの申請は不可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定置型（据置型）に限る。 ● 太陽光発電設備によって発電した電気を優先的に蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること（停電時のみ使用は不可） ● 目標価格以下の蓄電システムであること <p>〈産業用〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2021 年度 産業用蓄電池 目標価格 21 万円/kWh（工事費込み） <p>※太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下「ハイブリッド」という。）の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分に</p>

係る経費分を控除することができる。ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力（系統側）1kW あたり 2 万円を控除することができる（定格出力の小数点第二位以下は切り捨て）。

〈家庭用〉

●2021 年度 家庭用蓄電池 目標価格 16.5 万円/kWh（工事費込み）

※蓄電池設備の区分（家庭用・産業用）は下記のとおり

区分	蓄電システム 機器仕様
家庭用	4,800Ah・セル未満
産業用	4,800Ah・セル以上

●家庭用の蓄電池設備については、上記に加えて次の①～⑥を全て満たすこと

項目	登録要件
①蓄電池パッケージ	蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること
②性能表示基準	初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保

有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示』は次のものをいう。

●初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM 1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)

●定格出力

認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

●出力可能時間の例示

A. 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければなら

ない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

B. 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。

例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

●保有期間

補助金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購

		<p>入設置者) へ注意喚起を行うこと。</p> <p>●廃棄方法</p> <p>使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。</p> <p>【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」</p> <p>●アフターサービス</p> <p>国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。</p>
	<p>③蓄電池部安全基準</p>	<p>○リチウムイオン蓄電池部の場合</p> <p>蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること</p> <p>※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p> <p>○リチウムイオン蓄電池部以外の場合</p>

		蓄電池部が平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること
④蓄電システム部 安全基準	蓄電システム部が「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」に準拠したものであること	
※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること	
	※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。	
⑤震災対策基準	蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること	
※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること	
⑥保証期間	メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること	
	※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含	

む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

（2）車載型蓄電池

外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（車載型蓄電池）で、かつ、充放電設備と同時に導入するもの（令和 3 年度経済産業省クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（以下「CEV 補助金」という。）の「補助対象車両一覧」の銘柄）に限る。

令和 3 年度 CEV 補助金の「補助対象車両一覧」が公開されるまでは、令和 2 年度 CEV 補助金の「補助対象車両一覧」を踏まえて申請すること。ただしその場合でも、完了実績報告は令和 3 年度 CEV 補助金の「補助対象車両一覧」に基づき行うこと

http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/r02/R2_meigaragotojougen.pdf

（3）充放電設備

平時において、太陽光発電設備から電力供給が可能となるよう措置されている場合に限る。

	<p>また、災害等による停電発生時において、本補助金を活用して導入した車載型蓄電池から施設へ電力供給が可能となるよう措置されているものに限る。</p> <p>(4) 補助対象となる設備を運用する上で直接必要な付帯設備等</p>
--	---

2.2. 補助金の応募を申請できる者

- ア. 民間企業（導入する設備等をファイナンスリース契約により提供する契約を行う民間企業を含む^注。）
- イ. 青色申告を行っている個人事業主（税務代理権限証書の写し、税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明、又は税務署の受取り受領印が押印された確定申告 B と所得税青色申告決算書の写しを提出できること）
- ウ. 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- エ. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- オ. 地方公共団体（定置用蓄電池又は車載型蓄電池等を導入する者で、太陽光発電設備を導入する民間企業と共同申請をする場合に限る。）
- カ. 個人（定置用蓄電池又は車載型蓄電池等を導入する者で、太陽光発電設備を導入する民間企業と共同申請をする場合に限る。）
- キ. その他環境大臣の承認を経て機構が認める者

注：なお、本事業においては、地方公共団体が設置又は管理を行う施設にファイナンスリース契約により設備等導入を行う場合は補助対象外とする。

2.3. 補助金の交付額の算定方法について

別表 1 の第 4 欄に掲げる算定方法による。

2.4. 補助事業期間について

補助事業期間は原則として単年度内（当該年度の 1 月 31 日まで）とします。

ただし、単年度での実施が困難な補助事業については、応募時に年度ごとの事業経費を明確に区分した

経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年度以内とすることができます。その場合であっても、当該年度の交付決定を受けるまで、補助対象となる工事を実施することはできません。公募要領に定めた事業期間に含まれない期間については必ず空白期間を設定する必要があります。

なお、次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。

2.5. オンサイト PPA モデルについて

本事業における「オンサイト PPA モデル」とは、太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等（維持管理を当該需要家が行う場合を含む。）をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。

補助金額5分の4以上が、サービス料金の低減等により、需要家に還元されるものであり、補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出を交付の条件とする。

リースバック等により事業を実施する場合は、その旨を申請時の実施計画書に記載すること（補助対象設備の所有者も財産処分制限の適用を受ける。）。

また、PPA 契約期間満了後に需要家に対して設備譲渡を行う場合には、その旨を申請時の実施計画書に記載すること。ただし、当該譲渡を受けた者は、法定耐用年数の期間、譲渡を受けた補助対象設備を本補助事業の目的に沿って継続して使用する必要がある。当該事項について、契約締結時に需要家に対して説明すること。

なお、PPA 契約期間満了後に太陽光発電設備等の譲渡を受け、法定耐用年数期間経過後に当該太陽光発電設備等の廃棄を行う場合には、当該譲渡を受けた者の責任において行う必要があることに留意するとともに、その旨が電力販売契約書等に明記されていること。

補助対象設備の設置先の需要家に変更がある場合であっても、新たな需要家との間で補助事業によって設置した補助対象設備から継続して電力を供給する PPA 契約を締結する場合は、補助金の返還対象とはならないものとする。

2.6. ファイナンスリース契約について

設備導入をファイナンスリース契約により行う場合、リース会社を代表事業者とし、需要家を共同事業者とすること。

なお、交付の条件として、リース料から補助金相当分が減額されていること及び補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出を交付の条件とする。

2.7. 設備所有者と土地・建物所有者が異なる場合

太陽光発電設備等を設置する土地・建物の所有者等が需要家以外である場合は、申請時に土地・建物所有者等から設備設置承諾書等を取得し、当該承諾書等の写しを添付すること

2.8. 複数の権利者によって共同所有される土地・建物の場合

共同所有される土地・建物について本補助金の申請を行う場合は、所有者全員による共同申請を行うものとする。

2.9. 複数の権利者によって区分所有される建物の場合

区分所有者及び議決権の各4分の3以上の賛成を得たうえで、申請時に規約と事業に関する集会の決議を提出すること

2.10. 太陽光発電設備等の使用の中断について

需要家施設である店舗・工場等の廃止又は改装に伴い補助事業により導入された設備の使用を中断する場合には、使用再開見込みのないまま設備が保管され続けることのないよう、店舗・工場等の廃止又は改装から6か月を目安に、補助事業者は使用の再開の見込みの時期及び店舗・工場等、並びに再開までの適切な管理等に関する計画について機構に報告を行うこと

2.11. 太陽光発電設備等の移転について

補助事業により導入した設備の移転にあたり、次の要件を全て満たす場合に限り、補助目的に反する「転

用」にあらず、財産処分の手続きを要しないものとする。ただし、この場合であっても設備を移転する場合は事前に機構に報告を行うとともに、真にやむを得ない事情により移転する場合に限ること

- ①店舗・工場等の廃止又は改装に伴う代替店舗・工場等への移転であること
- ②補助金交付申請者に変更がないこと
- ③補助対象設備の移転に伴う使用の中断の後、可及的速やかに使用が再開される、又は「太陽光発電設備等の使用の中断について」の計画について報告がなされるものであること

2.12. 公共施設への導入について

地域防災計画等により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設等で「地域レジリエンス・脱炭素化を動じ実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の補助対象となり得る施設については、本補助事業の交付対象外とする。

2.13. 主な評価ポイント

- ストレージパリティの達成への取り組み（蓄電池の導入）
 - エネルギー起源 CO2 排出削減効果
 - 設備導入による CO2 削減量 [t-CO2/年]
 - 費用効率性（1t-CO2 削減当たりのコスト）
 - 経営基盤
 - 代表申請者、共同申請者（需要家を含む。）の経営の健全性・事業の継続性（直近の3決算期の貸借対照表及び損益計算書における当期純利益・自己資本（純資産）・自己資本比率・流動比率等）
- ※補助金で取得した財産は当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）は補助金の交付目的に沿って使用していただく必要があり、そのための健全な経営基盤を有することが求められる。
- RE100 等への取組
 - 再エネ 100%の電力調達、RE100 加盟等

3. 応募に必要な書類等

3.1. 応募に必要な書類

〈A. 応募申請書〉

A-1 様式第1 応募申請書

- 補助事業を2者以上で実施する場合は、補助金の交付の対象になり得る事業者のうち、補助金の交付を受ける事業者を代表申請者とし、それ以外の事業者を共同申請者とする（申請後の変更は不可）。また、需要家は共同事業者とすること
- 複数の施設を応募する場合、需要地ごとに申請すること
- 申請者が個人事業主及び個人の場合には、印鑑証明書の原本及び住民表の原本（いずれも発行後3か月以内のもの）を添付すること

A-2 提出書類チェックリスト

- 需要地（補助対象設備の設置場所）における権利関係の確認書類

〈B. 実施計画書〉

B-1 別紙1 実施計画書

B-2 導入量算出表

B-3 太陽光発電設備 系統別リスト

B-4 ランニングコスト削減額根拠資料

B-5 CO2削減量等計算表

B-6 事業の実施スケジュール

B-7 導入を予定している機器の仕様書

B-8 単線結線図

B-9 事業の実施体制表

B-10 対象施設の地図・外観写真・設備の設置場所写真

〈C. 経費関係書類〉

C-1 別紙2 経費内訳

C-2 経費内訳表

●定置用蓄電池を導入する場合は、太陽光発電設備と経費を切り分けた見積書を取得するなどして、定置用蓄電池のみの経費を明示すること

C-3 見積書

- 金額の内訳（単価・数量）が分かる書類を漏れなく添付すること
- 項目・金額がC-2に正しく転記されていることを確認すること

C-4 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト

C-5 資金計画表

〈D. その他資料〉

D-1 会社概要

- 応募者の概要が分かるパンフレット等を添付すること
- 共同申請者または共同事業者がいる場合は、共同申請者または共同事業者についても提出すること

D-2 定款

- 共同申請者または共同事業者がいる場合は、共同申請者または共同事業者についても提出すること

D-3 経理的基礎等に関する書類

●申請企業の単体ベースの直近の3決算期の貸借対照表及び損益計算書を提出すること（連結がある場合は、連結決算も併せて提出すること。応募申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合は、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、3会計年度を経過していない場合は、直近の1～2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること）

●直近の決算期において債務超過が見られる場合、事業継続性を担保できる措置を講じること。また、その確証となるもの（債務超過が解消されたことが分かる書面、関連企業等による事業継続の一切を保証する連帯保証を証する書面（民法など法律上有効であるもの）、公認会計士の審査を得た法定耐用年数期間中事業が継続できることが分かる経営改善計画等）を提出すること。また、該当する場合は事前に機構に相談すること

- 共同申請者または共同事業者がいる場合は、共同申請者または共同事業者についても提出すること
- 個人事業主及び個人については、直近の3年間の所得税申告決算書を提出すること

D-4 暴力団排除に関する誓約事項

- 代表申請者の他、共同申請者等がいる場合は、それぞれの書類を提出すること

D-5 【オンサイトPPAモデル、ファイナンスリース契約の場合】契約関係資料

- B-9「事業の実施体制表」に含まれる各事業者間の契約書（案）等を全て提出すること

D-6 【オンサイトPPAモデル、ファイナンスリース契約の場合】需要家への補助金の還元方法

D-7 【設備所有者と土地・建物所有者が異なる場合】設備設置承諾書等の写し

- 補助対象設備の設置にあたって必要な権利者の設備設置承諾書の写しを提出すること
- 補助対象設備の設置場所の土地・建物について賃貸借契約をしている場合、賃貸借契約の写しを提出すること（土地・建物の賃貸借契約が補助対象設備の法定耐用年数に満たない場合、法定耐用年数期間、確実に使用する旨（契約の延長などの具体的な措置）を記載した確約書（様式任意）を提出すること）

D-8 その他参考資料

(参考資料)

● 『JIS C 8955:2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法』

…風圧用途係数 I_w 「極めて重要な太陽光発電システム 1.32」、地震用途係数 I_k 「極めて重要な太陽光発電システム 1.5」など、太陽電池アレイを構築する支持物の許容応力度設計のための荷重（固定荷重・風圧荷重・積雪荷重・地震荷重）の算出方法などについて規定

● 『建築設備耐震設計・施工指針 2014年版』（監修：独立行政法人建築研究所）

…耐震クラスなどについて規定

● 『官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 平成8年版』（監修：建設大臣官庁営繕部）

● 『地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業者申請者用>』（平成29年2月 環境省 地球環境局）

3.2. 公募期間

第1次：令和3年3月26日（金）～令和3年4月30日（金）正午まで【必着】

第2次：令和3年5月10日（月）～令和3年5月31日（月）正午まで【必着】

第3次：令和3年6月7日（月）～令和3年6月30日（水）正午まで【必着】

第4次：令和3年7月5日（月）～令和3年7月30日（金）正午まで【必着】

第5次：令和3年8月9日（月）～令和3年8月31日（火）正午まで【必着】

第6次：令和3年9月6日（月）～令和3年9月30日（木）正午まで【必着】

※予算額に達した場合はそれ以降の公募を実施しないことがあります。

3.3. 提出方法

【郵送又は持参の場合】

3.1の書類（紙1部・電子媒体1枚）を公募期間内に郵送又は持参により機構に提出してください。

応募書類は封書に入れ、宛名面に応募事業者名及び「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」を朱書きで明記してください。

※電子媒体には応募をする事業者の名称を必ず記載すること

※提出された書類は返却しませんので、適宜写しを控えておいてください。

※応募に必要な書類は、原則としてカラー・両面印刷とすること

※両開きのパイプ式ファイル（紙ファイルは不可）に「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業） 応募申請書 ○○○○株式会社」などと記入した表紙と背表紙を付けること

※ファイルには「A-1 様式第1 応募申請書」「A-2 提出書類チェックリスト」などと記入したインデックスを付したあい紙を入れること（必要書類にインデックスを直接付さないこと）

【メールの場合】

3.1 の書類（Word・Excel・PowerPoint・PDF ファイル）を公募期間内に 3.4 提出先に記載のメールアドレスに送信してください。

※送信するデータの容量に十分注意すること（データの容量が多い場合は、オンラインストレージサービスを利用するなどして提出すること。メールで分割して送信する場合は、メールのタイトルに「需要地：■■■■ 1/4」などと付すこと）

※メールの受信が確認できない申請は無効とします。送信ミスには十分ご注意ください。

【共通】

※英数字は原則として半角とし、k（キロ）・h（アワー）は小文字、W（ワット）は大文字でそれぞれ記入すること

※押印が必要な書類以外は Excel・PowerPoint ファイルを PDF 化して提出しないこと

※様式の Excel のシート名を変更しないこと

※需要地ごとに申請書を作成すること（会社概要のパンフレットや決算書などはまとめてもよい）

3.4. 提出先

一般財団法人環境イノベーション情報機構

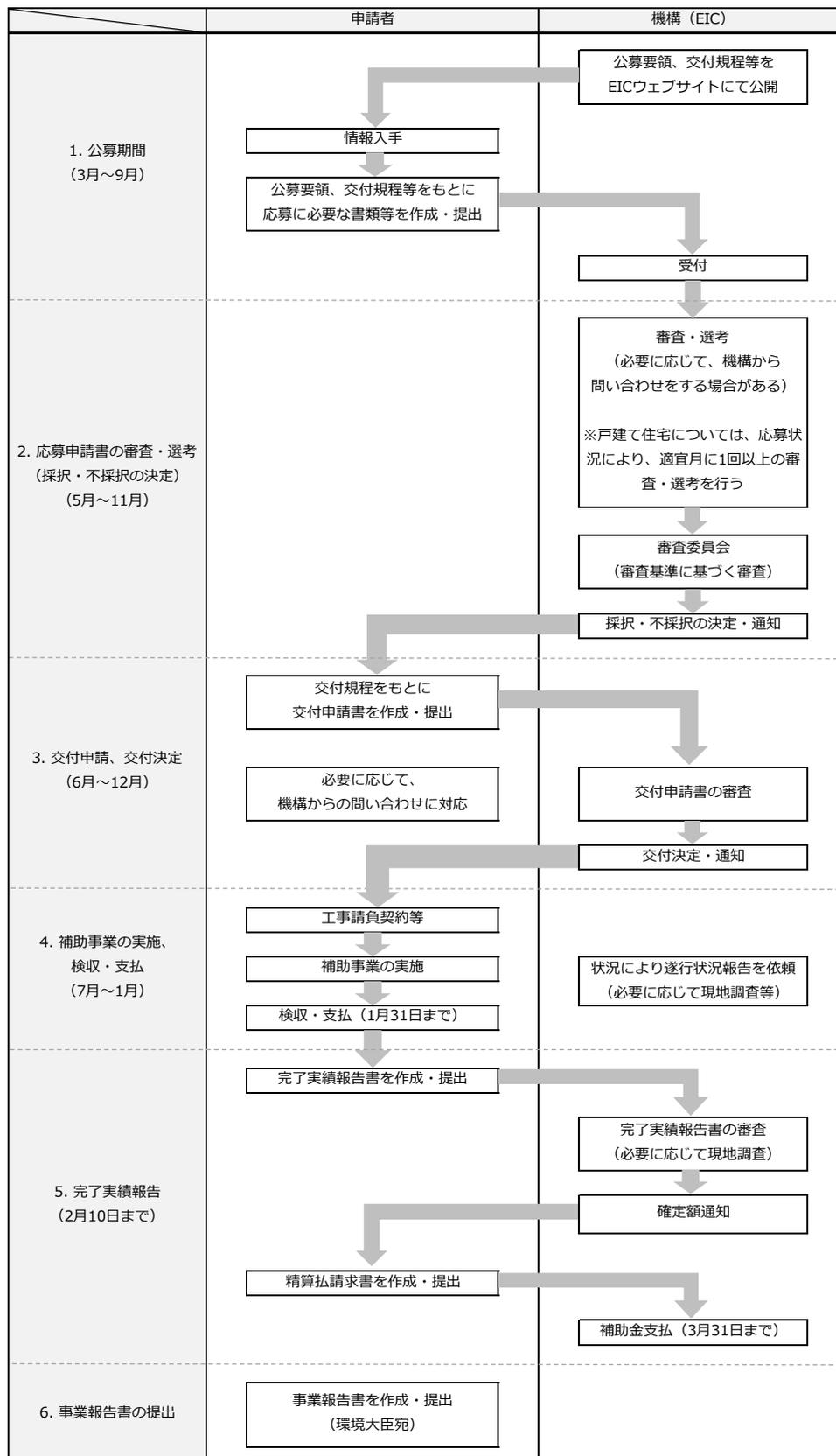
「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」担当宛

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 38 鳥本鋼業ビル 3 階

メールアドレス：supply@jigyo.eic.or.jp

4. 事業の実施に係る留意事項

4.1. 事業スケジュール



※スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性があります。

4.2. 審査による採択

応募申請書類を受理後、外部有識者等から構成される審査委員会での審査を経て、補助事業の採択又は不採択いずれかの結果を応募者に通知します。

審査期間は締め切り後、1か月程度を予定しています。

具体的な審査基準については審査委員会にて決定されますが、審査のポイントは「主な評価ポイント」の内容を想定しています。

なお、応募要件を満たす提案であっても、申請内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。

審査完了次第、結果は通知しますが、審査結果に対するご意見には対応いたしかねます。

4.3. 交付申請

採択通知を受けた応募者には、補助金の交付申請書を機構に提出していただきます。交付申請の手続は交付規程に従って行ってください。

4.4. 交付決定

提出された交付申請書の審査を行い、申請内容が適当と認められたものについては交付の決定を行います。

4.5. 補助事業の開始

補助事業者は、交付決定通知書を受理した後、補助事業を開始することができます。

交付決定を受ける日までの間に補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為（入札公告、落札者決定等）を行うことは認めますが、その契約締結日が交付決定日より前となる補助事業の経費については、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

また、当該契約の相手方を選定するに当たっては、原則として競争原理が働く手続によらなければなりません。

補助対象となる設備の設置に当たっては、各種法令の許可等を得て適切に行ってください。

4.6. 補助事業の計画変更

補助事業者は、交付決定された補助事業内容を変更しようとするときは、変更内容によっては変更交付申請書又は計画変更承認申請書を機構に提出する必要があります。機構に必ず事前に相談してください。

4.7. 完了実績報告及び補助金額の確定

補助事業者は、補助事業完了後 30 日以内又は補助事業の完了した日の属する年度の 2 月 10 日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を機構に提出しなければなりません。

なお、補助事業に係る工事会社等への支払は令和 4 年 1 月 31 日を超えないようにしてください。

機構は上記完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じた現地確認を実施し、補助事業の実施結果が本補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定して、交付額確定通知書を補助事業者に通知します。

4.8. 補助金の支払

補助事業者は、機構から交付額確定通知書を受けた後、機構に精算払請求書を提出していただきます。その後、機構から補助金をお支払いします。

4.9. 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

※「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引き」参照

http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804_160323set.pdf

4.10. 補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限りします。

4.10.1. 補助対象経費の範囲

補助対象となる経費は、補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費であって、別表第2に掲げる経費になります。

エネルギー起源 CO₂ の削減に直接資する設備が補助対象となります。また、付帯工事については、本工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲に限り、例えば既存設備の撤去・移設等は対象外となります。補助事業の実施に必要な設備器具の設計費、システム設計費等は工事費の「測量及試験費」に計上してください。

4.10.2. 補助対象外経費の代表例

- ・本補助金への申請手続きに係る経費
- ・官公庁等への申請・届出等に係る費用
- ・既存設備の撤去・移設費（当該撤去・移設に係る諸経費及び実施設計費・工事監理費も含む。）
- ・既存設備の更新であっても機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
- ・数年で定期的に更新する消耗品（予備品）
- ・建物の躯体の一部となるような基礎工事
- ・技術実証や研究開発段階の設備（検証性の高いもの）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・〈間接工事費〉補助対象外の直接工事に相当する間接工事費（直接工事費で按分して除すこと）
- ・〈測量及試験費〉補助対象外の工事に相当する実施設計費及び工事監理費（工事費で按分して除すこと）

※Q&A も参照すること

4.11. 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助対象事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合には、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上してください。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。また、その根拠となる資料を提出してください。

4.12. 取得財産の管理について

補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については「取得財産管理台帳」を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受ける必要があります。その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、補助事業により整備された機械、器具、設備その他の財産には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

4.13. 二酸化炭素削減効果等の把握及び情報提供

補助事業者が対象事業により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を機構が求める場合があります。

4.14. 事業報告書の作成及び提出

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 3 年間の期間について、年度ごとに年度の終了後 30 日以内に当該補助事業による過去 1 年間（初年度は補助事業を完了した日から翌年度 3 月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を環境大臣に提出しなければなりません。補助事業者は、この報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後 3 年間保存する必要があります。

なお、3 年間の期間終了後に提出する事業報告書については、当該事業の費用対効果、当該施設の利用状況等を含めたものとしてください。

4.15. 消費税の取り扱いについて

「参考 補助金に係る消費税等の仕入控除について」を参照願います。

5. 問い合わせ先

公募全般に対するお問い合わせは、必ず電子メールを利用し、下記の要領で電子メールをお送りください。問い合わせにあたっては、公募要領、Q&A、交付規定を熟読した上で、「公募要領●ページについて」など、具体的に質問箇所を挙げるようにしてください。

件名：【環境省補助金: ストレージパリティ】〇〇〇について

本文：

- (1) 所属・氏名
- (2) 連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- (3) 質問内容

<問い合わせ先>

一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC）

事業部 事業第二課

メールアドレス：supply@jigyo.eic.or.jp

6. 別表第 1

1 間接補助事業	2 間接補助対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法
<p>ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 (企業等の需要家の実情に応じて停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備や車載型蓄電池^{※1}、定置用蓄電池等の導入を行う事業)</p>	<p>事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備 定額(4万円/kW。ただし、オンサイト PPA モデル^{※2}による導入の場合は5万円/kW)及び設置工事費相当額 定額(10万円)を合算した額 ・定置用蓄電池(産業用)^{※3} 定額(6万円/kWh)及び設置工事費相当額 定額(10万円)を合算した額と第2欄に掲げる間接補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額 ・定置用蓄電池(家庭用)^{※3} 定額(2万円/kWh)及び設置工事費相当額 定額(10万円)を合算した額と第2欄に掲げる間接補助対象経費に5分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額 ・車載型蓄電池^{※1} 定額(蓄電容量(kWh)×1/2×2万円。令和3年度 CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。) ・充放電設備 2分の1(令和3年度 CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。)及び設置工事費 定額(上限額:1基あたり産業・業務用95万円、家庭用40万円)を合算した額 	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第2欄に掲げる間接補助対象経費と第3欄に掲げる基準額(執行団体が必要と認めた額の方が少ない場合は、その額)とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が2億円を超えた場合は、2億円を交付額とする。</p>

※1 車載型蓄電池(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車)は、外部給電が可能なもので、かつ、充放電設備を同時に導入する場合に限る。

※2 本事業において「オンサイト PPA モデル」とは、太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等(維持管理を当該需要家が行う場合を含む。)をした上で、当該発電事業者が当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。

※3 蓄電池設備の区分（産業用・家庭用）は下記のとおり。

区分	蓄電システム 機器仕様
家庭用	4,800Ah・セル未満
産業用	4,800Ah・セル以上

7. 別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	<p>(直接工事費)</p> <p>材料費</p> <p>労務費</p> <p>直接経費</p> <p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p> <p>現場管理費</p>	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考</p>

		一般管理費	<p>に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること</p> <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p>
	付帯工事費		
	機械器具費		
	測量及試験費		
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>
業務費	業務費		<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表</p>

第3に定めるものとする。
事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分ごとに定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%
3	1 億円を超える金額に対して	4.5%

8. 別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること
		賃金・報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること
		消耗品費・		この費目から支弁される事務手続のために

		備品購入費		必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること
--	--	-------	--	---

9. 【参考】補助金に係る消費税等の仕入控除について

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者には消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになります。

このため、補助金の交付決定又は額の確定にあたっては、9.1 の計算方法により補助対象経費から消費税及び地方消費税等相当額（以下「消費税等相当額」という。）を除外した補助金額を算定し、交付決定又は額の確定を行います。

ただし、9.2 に掲げる者については、消費税等相当額を含む額で交付決定又は額の確定を行うことができることとします。

9.1. 補助対象経費区分ごとの計算方法

①人件費（労務費）

補助事業者には直接雇用等されている人件費は、課税仕入れとはならないため、消費税等相当額の除外は行わない。ただし、人材派遣等による人件費は課税仕入れとなるため、消費税等相当額を除外する。

②事業費等

(i) 事業費等の大半は課税仕入れであることをふまえ、経費の合計額に 100/110 を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。

(ii) 事業費等に課税仕入れの対象外となる経費が含まれる場合、補助事業者の仕入税額控除の対象外であることを確認した上で、消費税等相当額を除外しないことができる。

③一般管理費

(i) 一定割合により算出する場合、①及び②で算出された消費税等相当額を除外した対象経費に一定割合を乗じることをもって消費税等相当額を除外したものとみなす。

(ii) 積上げにより積算する場合、②(i)同様に一般管理費の合計額に100/110を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。

9.2. 補助対象経費から消費税等相当額を除外しないことができる場合

次の場合については、消費税等相当額を除外することに伴い、自己負担額が増加する等の理由により補助事業の遂行に支障をきたす可能性が懸念されます。

このため、交付決定時に次の各項目における確認事項を確認すること及び補助事業終了後には交付要綱に基づき消費税の確定申告に伴う報告書の提出等を求めることにより、消費税等相当額を含む額で交付決定又は額の確定をおこなうことができることとします。

(i) 消費税法第5条の規定により納税義務者とならない者

【確認事項】

納税義務者でないこと

(ii) 消費税法第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除される者

課税期間（個人事業者：暦年、法人：事業年度）の基準期間（個人事業主：その年の前々年、法人：その事業年度の前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下であり、課税事業者を選択していないこと

ただし、基準期間が1年でない法人の場合、原則として1年相当に換算した金額により判定する。また、新設された法人については、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の額が1,000万円以上でないこと

【確認事項】

①課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であること※

②課税事業者を選択していないこと

③国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

※ただし、課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者であっても、特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超える場合には、その年またはその事業年度における納税義務は免除されません。

④特定期間（個人事業者：前年 1 月 1 日～6 月 30 日、法人：原則として直前期の上半期）における課税売上高が 1,000 万円を超えないこと

(iii) 消費税法第 37 条第 1 項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者

その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であり、簡易課税制度を選択していること

【確認事項】

①課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であること

②消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること

③消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと

④国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

(iv) 消費税法第 60 条第 4 項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者

【確認事項】

国の特別会計、地方公共団体の特別会計又は消費税法別表 3 に掲げる法人（特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人等を含む。）に該当すること

(v) 消費税法第 60 条第 6 項の規定により国、地方公共団体の一般会計に係る業務の仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者

【確認事項】

国、地方公共団体の一般会計に係る補助事業であること

(vi) (i) から (v) 以外の者であって、特段の理由により、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する者

【注意事項】

補助事業終了後、交付要綱に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと